

# 管内の概況



関市 (刀剣)



美濃市 美濃橋



## 位置と地勢

当組合は、岐阜県の中南部に位置し、V字状に広がる形状を示し、約 590 k m<sup>2</sup>の広大な面積を擁していますが、山林が全体の約 82%を占めています。

平成 27 年 12 月に世界農業遺産に登録された「清流長良川の鮎」で知られる一級河川長良川が南北を貫流し、これに板取川と津保川が合流しています。また、平成 27 年 10 月に世界かんがい施設遺産に登録された農業用水施設「曾代用水」が管内を流れ、豊かな自然と共存した風光明媚な地として知られております。

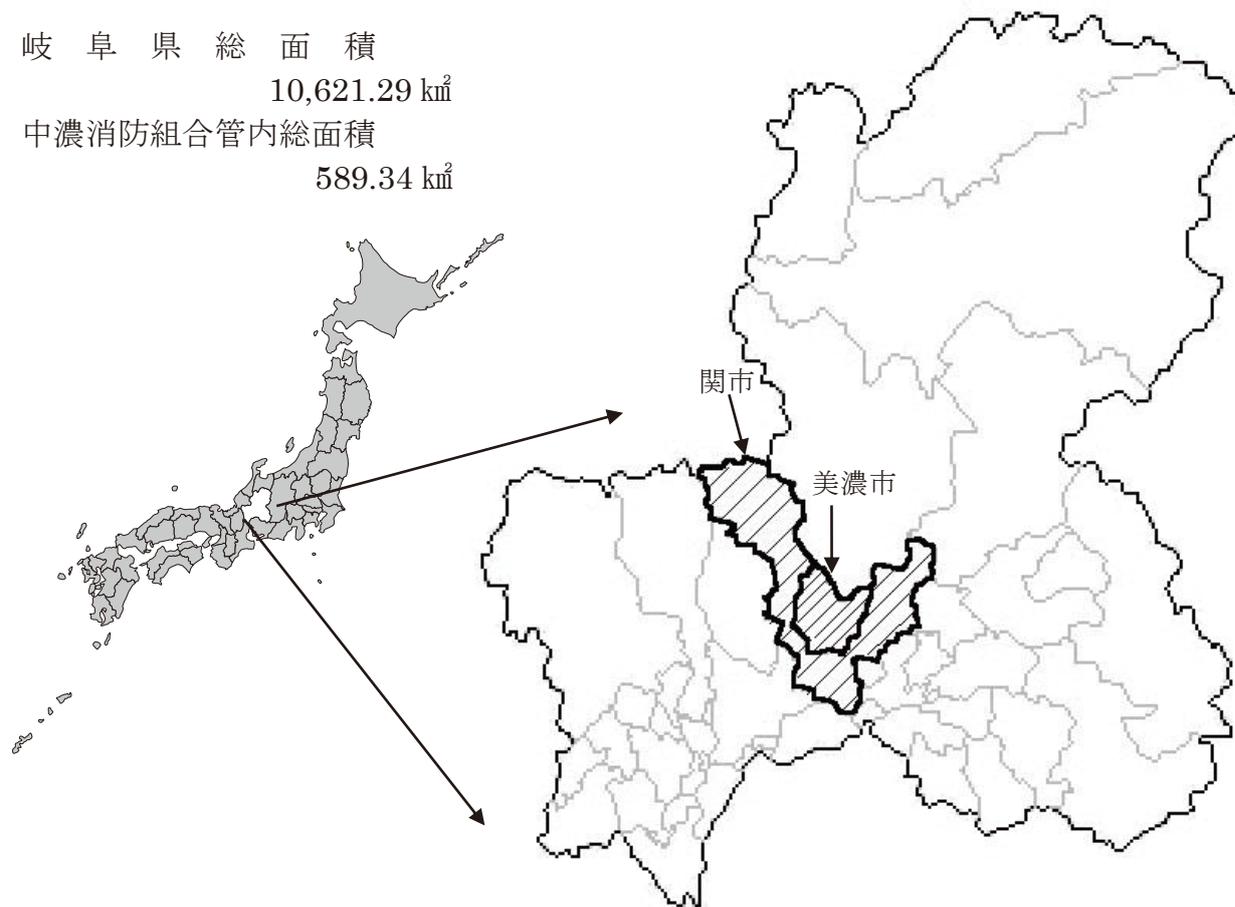
関市においては刃物を中心とした金属製品製造業と木材・木製品製造業、美濃市では製紙業が主な産業となっております。また、平成 26 年 11 月に「本美濃紙」が世界無形文化遺産に、平成 27 年 3 月に長良川の鵜飼漁が国の重要無形民俗文化財に登録され、古くからの伝統産業が現在にもそれぞれ受け継がれています。

当組合は、関市と美濃市の 2 市で合わせて約 10 万 6 千人の人口を抱え、住民の生命・身体・財産を守り、多種多様な災害に対応します。

(消防本部の位置)

東経	136° 55' 15"
北緯	35° 28' 32"
海拔	50メートル

岐阜県総面積  
10,621.29 km<sup>2</sup>  
中濃消防組合管内総面積  
589.34 km<sup>2</sup>

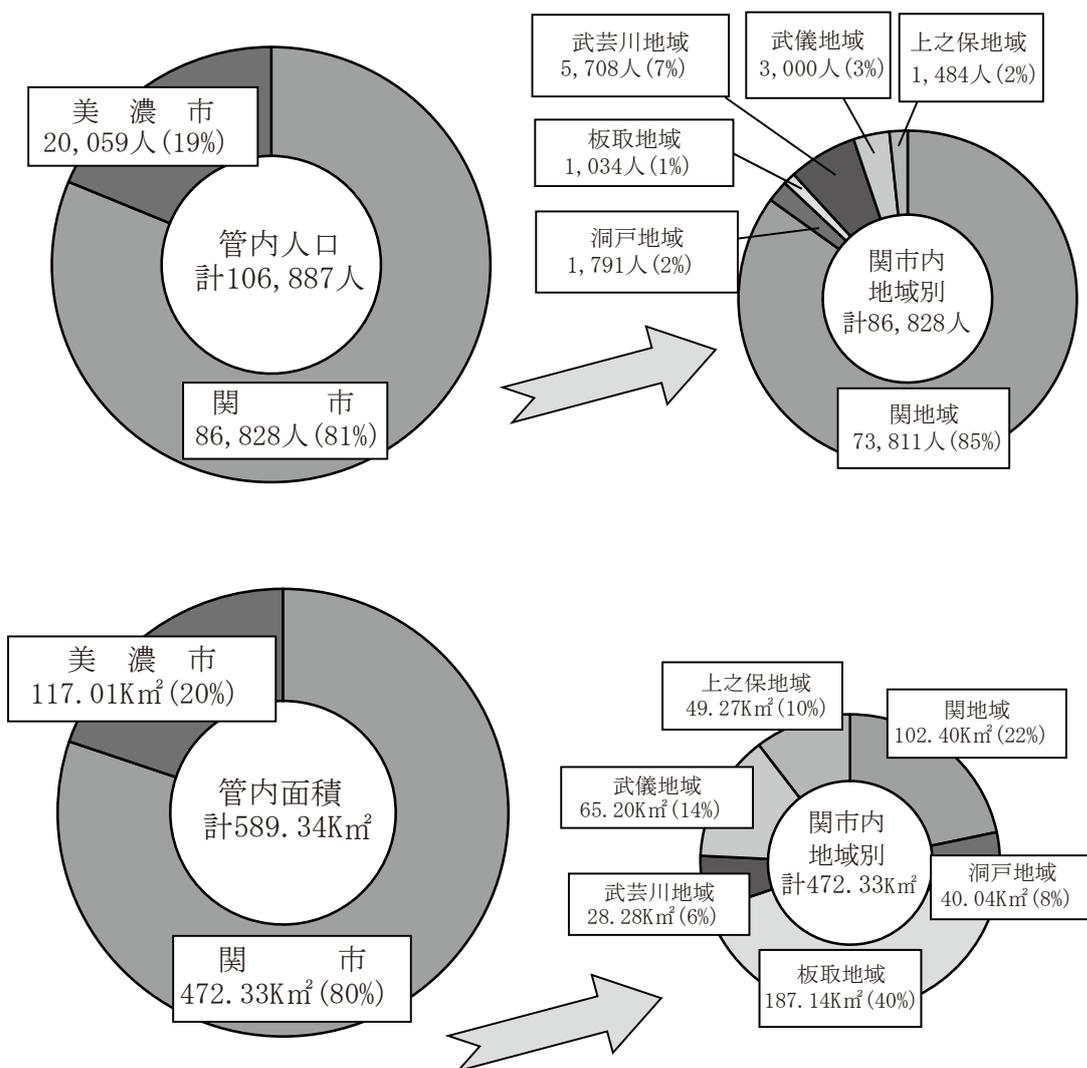


# 構成市(地域)別面積及び人口

(令和3年4月1日現在)

市(地域)名	人口	世帯数	面積	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
関市	86,828	35,713	472.33	183.83
関	73,811	30,310	102.40	720.81
洞戸	1,791	724	40.04	44.73
板取	1,034	505	187.14	5.53
武芸川	5,708	2,295	28.28	201.84
武儀	3,000	1,250	65.20	46.01
上之保	1,484	629	49.27	30.12
美濃市	20,059	8,188	117.01	171.43
合計	<b>106,887</b>	<b>43,901</b>	<b>589.34</b>	<b>181.37</b>

※人口・世帯数については、住民基本台帳数としています。



# 消防本部及び署(所)の配置と現況

●美濃消防署 洞戸出張所  
〈関市洞戸大野825〉



構造	鉄筋コンクリート造
面積	延べ 360.06㎡ 敷地 2,068.86㎡
建築	H11.2.2

●美濃消防署 板取川出張所  
〈関市板取2687-2〉



構造	鉄筋コンクリート造
面積	延べ 360.06㎡ 敷地 1,400.00㎡
建築	H11.12.6

●関消防署 津保川出張所  
〈関市上之保14904-1〉



構造	鉄筋コンクリート造2階建
面積	延べ 275.16㎡ 敷地 1,142.00㎡
建築	S47.3.31

●美濃消防署  
〈美濃市曾代18-15〉



構造	鉄筋コンクリート造3階建
面積	延べ 1,703.11㎡ 敷地 1,820.41㎡
建築	H23.3.31

●関消防署 武芸川出張所  
〈関市武芸川町八幡1421-1〉



構造	鉄筋コンクリート造2階建
面積	延べ 276.81㎡ 敷地 1,043.98㎡
建築	S47.3.31

●関消防署 西分署  
〈関市小屋名58-5〉



構造	鉄筋造2階建
面積	延べ 229.68㎡ 敷地 990.00㎡
建築	S61.2.28

●消防本部・関消防署  
〈関市西欠ノ下5〉



(消防本部)

構造	鉄筋コンクリート造3階建
面積	延べ 1,094.18㎡
建築	H8.3.25

(訓練塔)

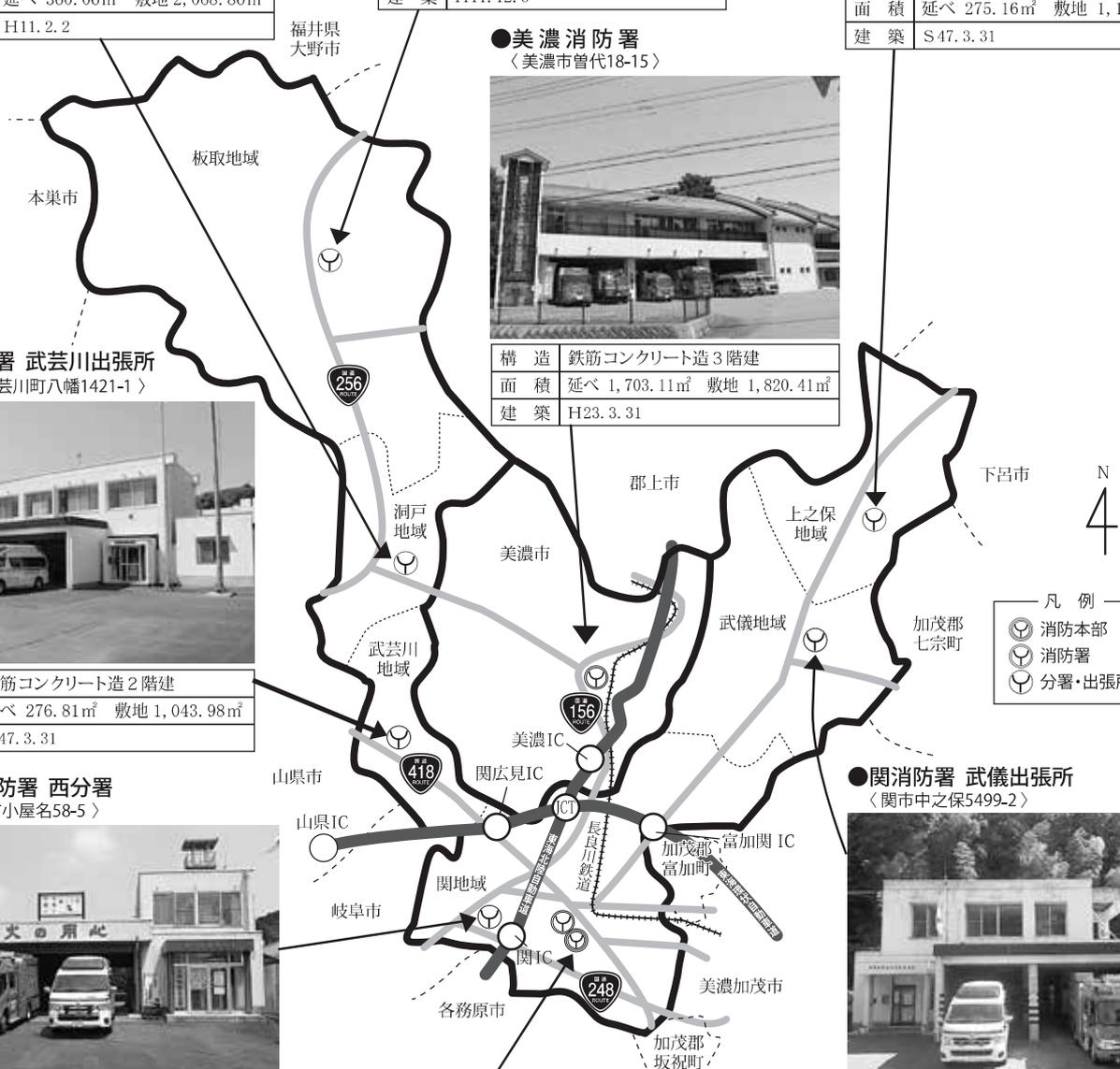
構造	鉄筋コンクリート造6階建
面積	延べ 211.99㎡
建築	H8.3.25

(補助塔)

構造	鉄筋コンクリート造2階建
面積	延べ 65.44㎡
建築	H8.3.25

(関消防署)

構造	鉄筋コンクリート造3階建
面積	延べ 1,511.79㎡ 敷地 5,121.36㎡
建築	S48.3.31



# 中濃消防組合規約

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この組合は、中濃消防組合(以下「組合」という。)という。

(組合の組織)

第 2 条 この組合は、関市及び美濃市(以下「関係市」という。)をもって組織する。

(共同処理事務)

第 3 条 この組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)及び消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に規定する消防事務(消防団に関する事務を除く。)

(2) 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成 12 年岐阜県条例第 4 号)別表第 1 に定める事務のうち次に掲げる事務

ア 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)に基づく事務

イ 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)に基づく事務

ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に基づく事務

(3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)に基づく次に掲げる事務

ア ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)に基づく事務

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務

(事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は、関市西欠ノ下 5 番地に置く。

## 第 2 章 議 会

(議会の組織)

第 5 条 この組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、8 人とする。

2 前項の組合議員は、次の者をもって充てる。

(1) 関係市の議会の議長及び副議長

(2) 関係市の消防団長(関係市の長又は議会の議長が消防団長の職を兼ねるときは、その指定する消防団員)

(3) 関係市の副市長(副市長が複数あるときは、当該関係市の長が指定する副市長)

## 第 3 章 執 行 機 関

(執行機関の組織)

第 6 条 この組合に、管理者、副管理者及び会計管理者を各 1 人置く。

2 管理者に事故あるとき又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

(執行機関の選任)

第 7 条 この組合の管理者及び副管理者は、関係市の長の互選により決定する。

2 管理者又は副管理者の任期は、関係市の長の任期とする。

3 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。

(補助職員)

第8条 この組合に前条に規定するもののほか、必要な職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 職員の定数は、組合の条例で定める。

(監査委員)

第9条 この組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議員の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の職にある期間とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

## 第 4 章 経 費

(経費の支弁方法)

第10条 この組合の経費は、組合に属する収入及び関係市の負担金をもって充てる。

2 前項の負担金の分賦方法は、組合議会の議決によって定める。

附 則

この規約は、地方自治法第284条第1項の規定により知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和48年5月28日)

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による知事の許可があった日から施行する。ただし、第4条の改正規定は昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年3月1日)

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成3年12月11日)

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成13年2月14日)

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成13年3月26日)

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月21日)

この規約は、平成17年2月7日から施行する。

附 則(平成17年3月31日)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項第2号の改正規定及び第6条に1項を加える改正規定は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成19年2月13日)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月19日)

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により知事の許可があった日から施行する。

附 則(平成21年3月30日)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日)

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

# 中濃消防組合の組織

(令和3年7月6日現在)

## 1 組合執行機関

管 理 者	関 市 長	尾 関 健 治
副 管 理 者	美 濃 市 長	武 藤 鉄 弘
会 計 管 理 者	関市会計管理者	村 瀬 富 喜 子
組 合 事 務 局	消 防 本 部	

## 2 議 会 構 成 (8名)

議 員	関市議会議長	市 川 隆 也
〃	関市議会副議長	後 藤 信 一
〃	関市消防団長	土 屋 泰 弘
〃	関市副市長	山 下 清 司
〃	美濃市議会議長	佐 藤 好 夫
〃	美濃市議会副議長	古 田 秀 文
〃	美濃市消防団長	河 合 有 二
〃	美濃市副市長	堀 部 勉

## 3 監 査 委 員

識見を有する者	監 査 委 員	古 田 良 典
組合議員選出	監 査 委 員	後 藤 信 一

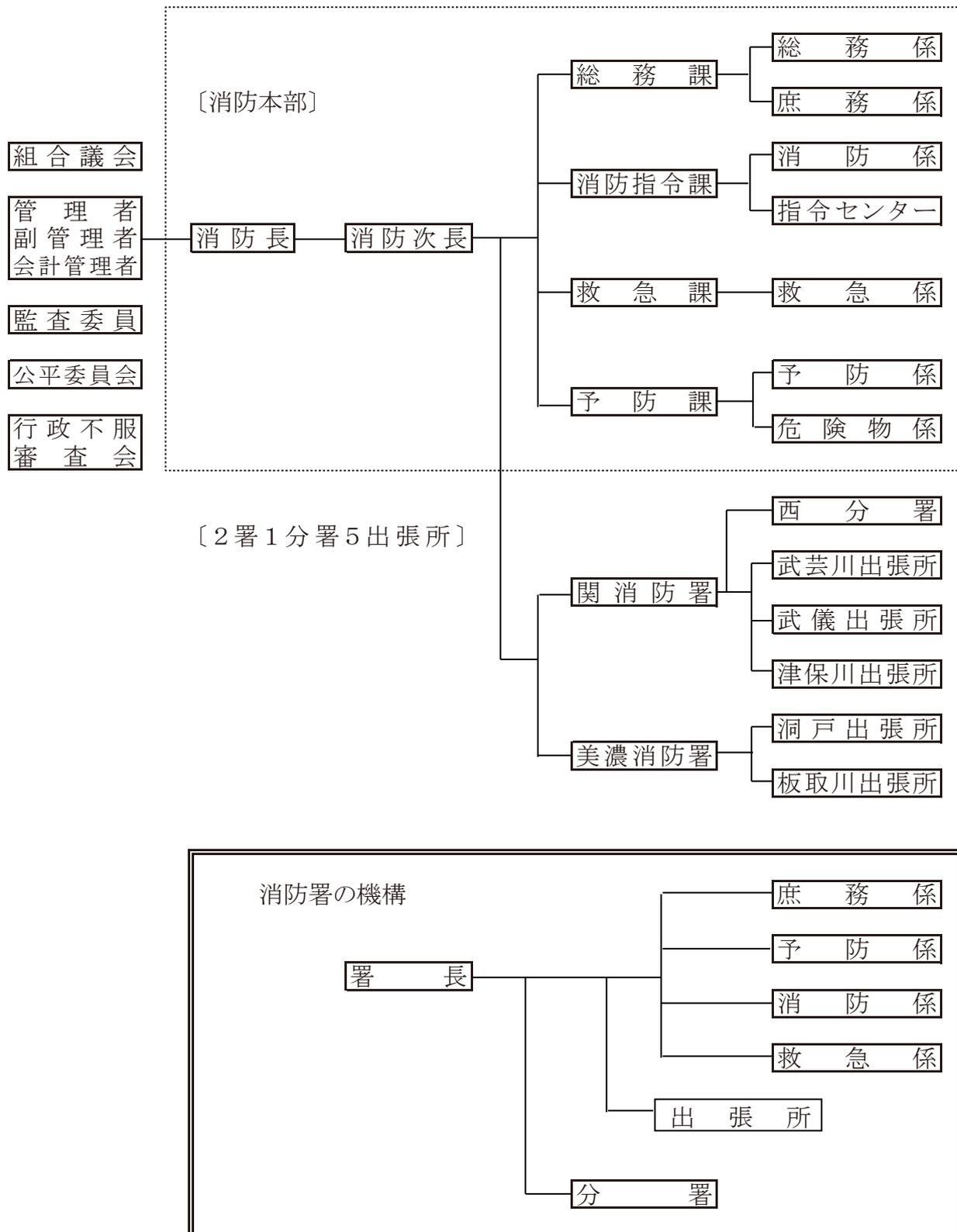
## 4 公 平 委 員

中濃地域広域行政事務組合に公平委員会を設置し共同処理する。

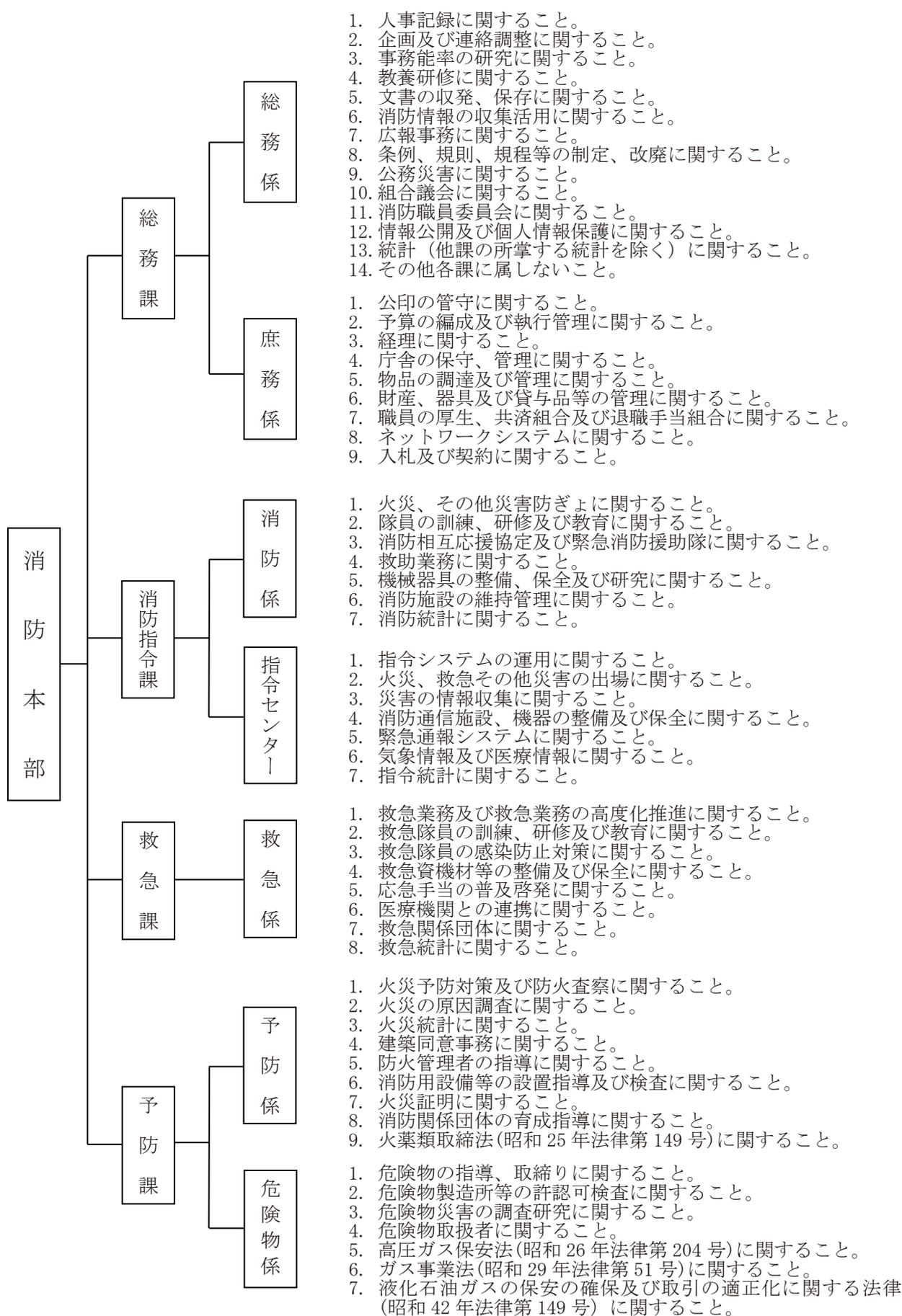
## 5 行政不服審査会委員

行政不服審査法に基づく不服申立てがされたとき（法第43条第1項の規定により第三者機関に諮問しなければならない場合に限る）は、中濃消防組合行政不服審査会を設置し、管理者が委員を委嘱する。

# 中濃消防組合の組織図



# 消防本部事務分掌



## 中濃消防組合重点目標

消防の立場から、「安心して暮らせるまち」「災害に強いまち」「信頼される組織」の実現を3本柱として掲げ、住民目線に立った消防行政を推進してまいります。

基本方針	重点施策	個別施策
安心して暮らせるまち	火災予防対策の推進	法令違反の是正促進
		防火対象物等の安全対策の推進
		住宅火災予防の強化
		火災原因調査技術の向上
		幼少年期における防火防災教育の充実強化
	救急体制の充実強化	救急隊員教育の充実強化
		救急救命士の育成強化
		通信指令員の救急教育の推進
		住民協働による救命の連鎖の強化
		予防救急の推進
災害に強いまち	消防力の充実強化	初動体制の強化
		消防活動体制の充実強化
		消防施設及び資機材の整備
	指令体制の充実強化	迅速・的確な指令業務
		災害情報の共有
信頼される組織	職員の資質向上	人材育成の推進
		研修体制の充実
	働きやすい職場環境づくり	風通しの良い環境づくりの推進
		安全な施設の維持管理
		健康増進活動の推進

# 令和2年度のあゆみ

4月

- ・職員6名採用(欠員補充)、総員170名
- ・中濃地区消防長会第1回会議(7・美濃加茂市)
- ・第1回岐阜県消防長会総会(10・書面会議)
- ・全国消防長会東海支部総会(24・書面会議)

5月

- ・岐阜県消防長会指令課長会議(1・書面会議)
- ・岐阜県消防長会総務課長会議(13・書面会議)
- ・武儀地区危険物安全協会総会(19・書面会議)
- ・岐阜県消防長会救急課長会議(18・書面会議)
- ・岐阜県消防長会警防課長会議(22・書面会議)
- ・中濃地区防火協会総会(26・書面会議)

6月

- ・第70回全国消防長会総会(2・書面会議)
- ・岐阜県消防長会予防課長会議(2・書面会議)
- ・武儀地域救急業務連絡協議会総会(10・書面会議)
- ・命をつなげる会中濃総会(18・書面会議)
- ・第1回中濃ブロック消防協会長会議(19・美濃加茂市)
- ・危険物安全週間(7~13)
- ・火薬類危害予防週間(1~7)
- ・職場安全衛生点検月間
- ・消防年報(令和元年版)発行

7月

- ・組合議会第1回臨時会(14)
- ・中濃地区身体障がい者・消防連絡協議会総会(17・書面会議)
- ・消防職員体験型採用説明会(26)
- ・令和2年上半期消防統計発行

8月

- ・美濃市総合防災訓練(30)
- ・年代総合健康診断

9月

- ・関市幼年消防クラブ  
「消防体験」※コロナ感染症の影響により、例年のちびっこ広場代替行事として上旬から随時実施
- ・職員採用試験(1次)(20・21)

10月

- ・組合議会第2回定例会(5)
- ・第1回職員研修会(※各所属へ資料配布し実施)
- ・職員昇任試験(1次)(16)
- ・職員採用試験(2次)(19)
- ・美濃市幼年消防クラブ「ちびっこ広場」(23)
- ・関市総合防災訓練(25)
- ・緊急消防援助隊岐阜県大隊訓練(28)
- ・高圧ガス保安活動推進週間(23~29)

11月

- ・岐阜県消防定例表彰式(7・各務原市)
- ・秋季全国火災予防運動(9~15)
- ・第1回岐阜県消防長会総会(25)
- ・火災調査研修会(28)
- ・「消防だより」第85号発行

12月

- ・管内副市長会議(4)
- ・第2回職員研修会(5・6)  
(法令講習※各所属へ動画資料配布し実施)
- ・道路啓開訓練(9)
- ・第2回中濃ブロック消防協会長会議(9・書面会議)
- ・職員昇任試験(2次)(16)
- ・武儀地域救急業務連絡協議会(web開催)(16)

1月

- ・管理者点検(7)
- ・副管理者点検(8)
- ・中濃地区消防長会第2回会議(19)
- ・第67回文化財防火デー(26)
- ・防災とボランティア週間(15~21)
- ・令和2年消防統計発行

2月

- ・第2回甲種防火管理新規講習(4・5)
- ・第3回職員研修会(職員意見発表会)(発表動画及び原稿による審査を実施)
- ・第2回岐阜県消防長会総会(26・web会議)

3月

- ・消防職員意見発表会中濃地区大会(発表動画及び原稿による審査を実施)
- ・春季全国火災予防運動(1~7)
- ・車両火災予防運動(1~7)
- ・山火事予防運動(1~7)
- ・職員健康診断
- ・「消防だより」第86号発行
- ・職員5名退職

# 令和2年 中濃消防組合主なできごと

## 1 損害賠償請求(消防救急デジタル無線設備整備工事)にかかる提訴

沖電気工業株式会社、中央電子光学株式会社に対して連帯して損害賠償金を支払うように請求したが、支払期限を経過しても納付がなく、中濃消防組合議会において訴えの提起について議決されたため、両社に対し損害賠償請求にかかる提訴を行った。

## 2 新型コロナウイルス感染症対策の実施

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い、組合では対策会議を随時実施し、「職員罹患時の対応の検討」「庁舎内感染防止対策」「消防指令課の勤務体制の変更」「密を減らす勤務体制」などの様々な対応をとった。

また、本部及び署所で行う各種イベント、研修及び講習会等は規模縮小もしくは中止するなどの対応をとった。



## 3 組織改編(消防指令課、救急課を設置)

警防課(救急業務を除く)と指令課を統合して消防指令課を設置し、災害即応体制の強化を図るとともに、増加する救急業務に対応するため、新たに救急課を設置し、災害即応体制の強化を図った。

## 4 長良川、板取川で水難事故が多発



管内での水難事故が19件発生し、10名の尊い命が奪われた。

河川別では、長良川で9件、板取川で7件発生し、原因別では遊泳中が12件、釣りによるものが5件であった。また、死亡事故につながる原因については、遊泳中が5件、釣りが3件であった。

## 5 ネットワーク環境の整備



全ての署所においてWi-Fi環境が整備され、スマートデバイス(スマートフォン、タブレット、タブレットPC等)を使用し情報の閲覧及び検索が可能となった。スマートデバイスの利用にあたり情報の漏洩や改ざん等の防止のため管理運用要領が策定され、10月10日から適用となった。これにより、ネットワーク環境を利用した会議等の参加が可能となり、初の試みとして武儀地域救急業務連絡協議会をZOOMミーティングによるWEB会議方式で開催した。

## 6 火災調査研修会を開催

岐阜地方検察庁の現任検事を講師に迎え、放火による建物火災を事案とした裁判員裁判を模擬で実施し、火災原因調査書類作成の重要性をあらためて認識することを目的に、11月18日に火災調査研修会を開催した。



## 7 美濃市の連続無火災、組合記録を更新(494日)

美濃市では、令和元年8月11日から令和2年12月18日までの494日間無火災が続き、組合記録を100日以上大幅に更新した。

なお、これまでの連続無火災最長記録は、昭和56年12月から昭和58年1月までの384日。